

山口市障害福祉サービス実施計画素案からの変更点について

- ①第3章（障害福祉サービス）、第4章（障害児通所支援）における「令和5年度の見込量」の算定について、県が策定する計画では、4月から9月までの実績で行うことが示されたため、県と合わせ、9月までの実績に変更しました。（素案では6月までの実績で掲載）

第3章

1 訪問系サービス

変更箇所	前回（第2回懇話会）	今回（第3回懇話会）	理由
33ページ 第五次計画の見込量の考え方 【①居宅介護】の令和5年度見込の修正	152人／月 2,125時間／月	154人／月 2,164時間／月	県の計画において、4月～9月の実績から算出することが示されたため
33ページ 第五次計画の見込量の考え方 【②重度訪問介護】の令和5年度見込の修正	11人／月 2,554時間／月	12人／月 2,619時間／月 ※実利用人数の見込量の考え方も修正	同上
33ページ 第五次計画の見込量の考え方 【③同行援護】の令和5年度見込の修正	34人／月 416時間／月	33人／月 429時間／月	同上

上記に伴い、32ページの第五次計画の見込量のうち、【①居宅介護】、【②重度訪問介護】の令和6～8年度の見込量を変更しています。

2 日中活動系サービス

変更箇所	前回（第2回懇話会）	今回（第3回懇話会）	理由
37ページ 第五次計画の見込量の考え方 【①生活介護】の令和5年度見込の修正	468人／月 9,542時間／月	464人／月 9,416時間／月	県の計画において、4月～9月の実績から算出することが示されたため
38ページ 第五次計画の見込量の考え方 【③-1 自立訓練（生活訓練）】の令和5年度見込の修正	27人／月 389時間／月	29人／月 409時間／月	同上

38ページ 第五次計画の見込量の考え方 【③-2 自立訓練（宿泊型自立訓練）】の令和5年度見込の修正	8人/月 216時間/月	9人/月 243時間/月	同上
39ページ 第五次計画の見込量の考え方 【⑥就労継続支援（A型）】の令和5年度見込の修正	65人/月 1,268時間/月	68人/月 1,310時間/月	同上
39ページ 第五次計画の見込量の考え方 【⑦就労継続支援（B型）】の令和5年度見込の修正	579人/月 9,424時間/月	585人/月 9,383時間/月 ※実利用人数の見込量の考え方も修正	同上
40ページ 第五次計画の見込量の考え方 【⑩短期入所（福祉型）】の令和5年度見込の修正	82人/月 655時間/月	84人/月 668時間/月	同上
40ページ 第五次計画の見込量の考え方 【⑪短期入所（医療型）】の令和5年度見込の修正	0人/月 0時間/月	1人/月 3時間/月	同上

上記に伴い、36ページの第五次計画の見込量のうち、【①生活介護】、【⑦就労継続支援（B型）】の令和6～8年度の見込量を変更しています

4 相談支援

変更箇所	前回（第2回懇話会）	今回（第3回懇話会）	理由
44ページ 第五次計画の見込量の考え方 【①計画相談支援】の令和5年度見込の修正	380人/月	372人/月	県の計画において、4月～9月の実績から算出することが示されたため

上記に伴う、第五次計画の見込量の変更はありません。

第4章

1 障害児通所支援

変更箇所	前回（第2回懇話会）	今回（第3回懇話会）	理由
48ページ 第三次計画の見込量の考え方 【①-1 児童発達支援】の令和5年度見込の修正	1,531時間/月	1,541時間/月	県の計画において、4月～9月の実績から算出することが示されたため
49ページ 第三次計画の見込量の考え方 【①-2 医療型児童発達支援】の令和5年度見込の修正	5人/月 29時間/月	4人/月 25時間/月	同上
49ページ 第三次計画の見込量の考え方 【②放課後等デイサービス】の令和5年度見込の修正	508人/月 6,573時間/月	510人/月 6,475時間/月	同上
49ページ 第三次計画の見込量の考え方 【③保育所等訪問支援】の令和5年度見込の修正	16人/月 18時間/月	17人/月 22時間/月	同上
49ページ 第五次計画の見込量の考え方 【①障害児相談支援】の令和5年度見込の修正	214人/月	202人/月	同上

上記に伴い、48ページの第三次計画の見込量のうち、【①児童発達支援】の令和6～8年度の見込量を変更しています。

※①の考え方にに基づき、次の項目についても変更しています。

第2章

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

変更箇所	前回（第2回懇話会）	今回（第3回懇話会）	理由
14ページの表 <参考>⑥⑦⑧の 令和5年度見込の 修正	⑥55人 ⑦2人 ⑧20人	⑥67人/月 ⑦1人/月 ⑧21人/月 ※単位も修正	県の計画において、4月～9月の実績から算出することが示されたため

②35ページにある日中活動系サービスの表、下から3段目の「就労選択支援」について令和7年10月からの新たなサービスである本サービスについては、国から、ある程度具体的な内容が示され、就労継続支援B型の新規利用者が前もって、この就労選択支援のサービスを利用する想定であることから、直近の実績である令和4年度の就労継続支援B型の新規支給決定者である56人の半年分である28人を令和7年度の見込みとし、令和8年度は通年利用となるため、56人の見込みと変更したものです。

変更箇所	前回（第2回懇話会）	今回（第3回懇話会）	理由
39ページ 第五次計画の見込量の 考え方 【④就労選択支援】 の令和5年度見込量の 考え方の修正	・令和7年度（10月） から創設される、就労 系サービス利用前のア セスメントを行う事業 であることを踏まえ、 <u>就労移行支援の暫定支 給決定者数を基本に見 込んでいます。</u>	・令和7年度（10月） から創設される、就労 系サービス利用前のア セスメントを行う事業 であり、 <u>就労継続支援 （B型）の新規利用者 が前もって利用するこ とを踏まえ、令和4年 度の就労継続支援（B 型）の新規支給決定者 数（56人）を基本に見 込んでいます。</u> ・ <u>利用日数は、概ね2週 間程度のサービス利用 期間と見込まれている ことから、一人あたり 10日/月で見込んで います。</u>	就労継続支援 B型の新規利 用者が前もっ て、就労選択 支援のサービ スを利用する 想定であるた め

上記に伴い、36ページの第五次計画の見込量のうち、【④就労選択支援】の令和7～8年度の見込量を変更しています。

③ 95 ページ以降は、素案には掲載していなかった項目です。こちらの内容もご確認ください。

・パブリックコメントの実施について

令和5年11月27日から12月28日まで実施しましたが、御意見はありませんでした。